

医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、 医療機関等への導入支援及び周知広報等一式

令和4年度報告書

アクセンチュア株式会社

目次

1. 本事業について

- 1.1. 本事業の概要
- 1.2. 背景・目的
- 1.3. 実施業務とスケジュール
- 1.4. 本報告書の構成
- 1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

- 2.1. 周知計画
- 2.2. 福祉事務所向けの周知広報
- 2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報
- 2.4. 事業の継続（引継ぎ）
- 2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

3. 運用課題検討

- 3.1. 前提事項
- 3.2. 運用課題の検討経緯/検討結果
- 3.3. 本章節に紐づく成果物の一覧

1章：本事業について

1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.1. 本事業の概要

本事業の概要

発注者：厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

事業名：医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報等一式

期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

本事業の背景・目的（概要）

医療保険制度においては、令和3年3月からマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が開始された（本格稼働は令和3年10月開始）。一方で、医療扶助においては、令和元年12月の「新デジタル・ガバメント実行計画」の中で、令和5年度中にオンライン資格確認の導入を目指すこととなっている。

上記を踏まえ「医療扶助に関する検討会」において議論が行われ、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた方向性が示された。本周知広報事業では、令和5年度の導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、福祉事務所及び医療機関等において円滑な準備作業が行われるよう、運用の見直し及びシステムの改修に関して周知・広報等を行う。また、その課題を具体化・分析し、対応方針等の検討を行う。

医療扶助のオンライン資格確認等の前提

- (1) 運用開始時期（予定）：令和5年度中
- (2) 対象医療機関等：全ての医療機関・薬局
- (3) 対象保険者：福祉事務所（都道府県/市区町村）
- (4) 対象証：医療券/調剤券
- (5) 対象利用者：生活保護受給者

1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

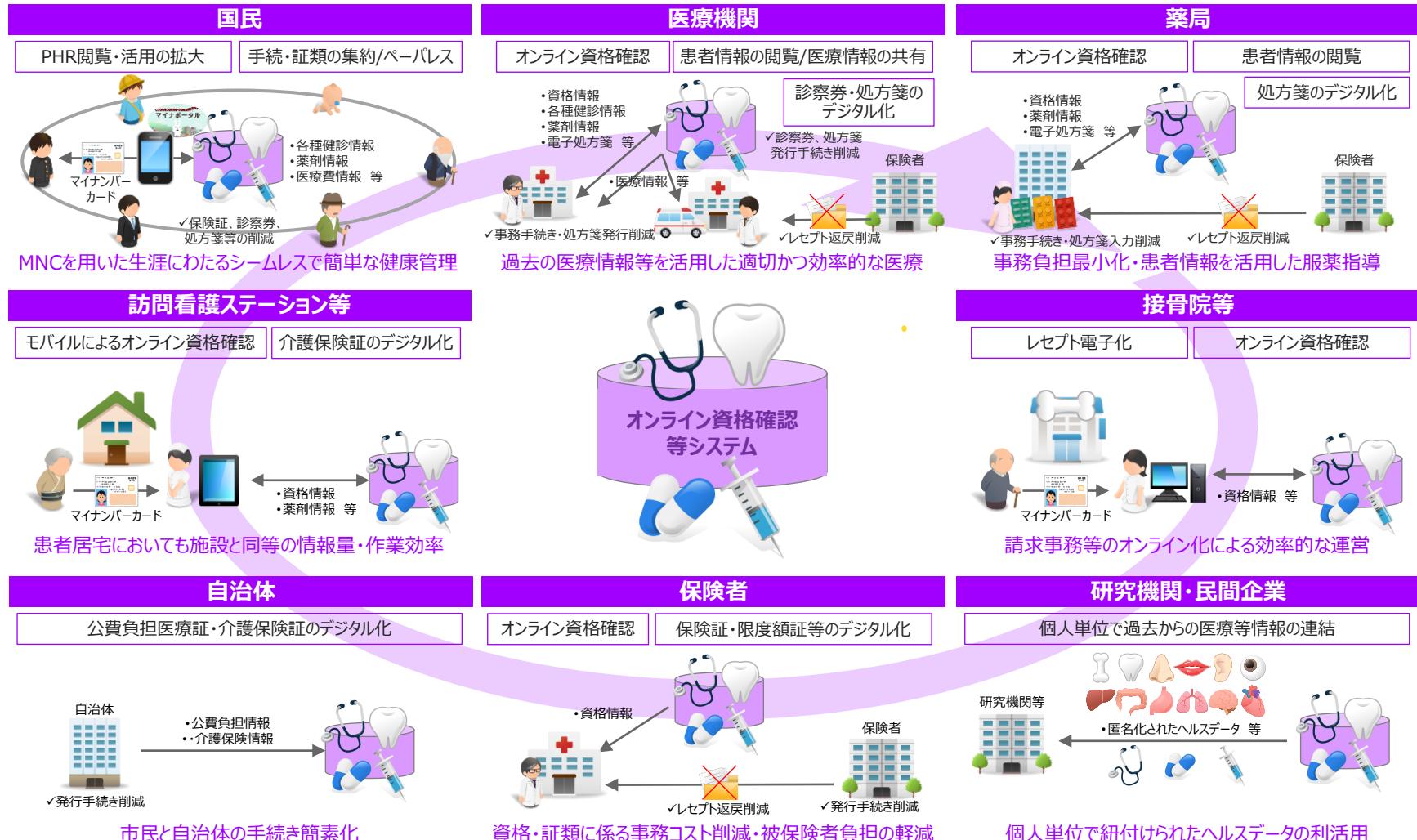
1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.2. 背景・目的

1.2.1. 事業内容に対する理解（オンライン資格確認の利用拡大の方向性（目指すべき将来像））

未来投資戦略やデジタル・ガバメント実行計画を踏まえ、オンライン資格確認等システムの稼働以降、その基盤を活用し、「デジタル化されるサービス」「デジタル化される情報」「基盤を利用するアクター」の拡大が順次計画されているものと理解しています。

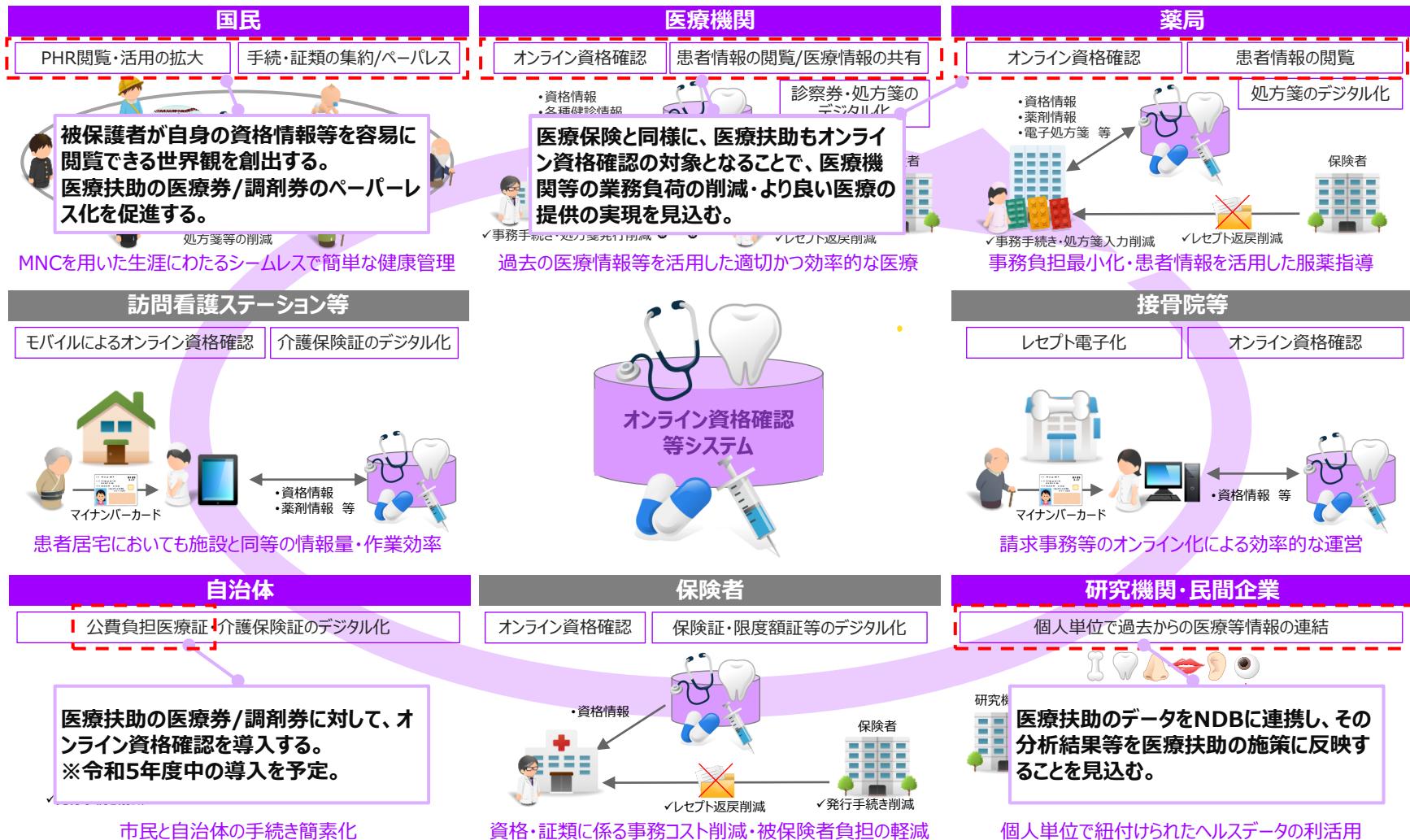


1. 本事業について

1.2. 背景・目的

1.2.2. 事業内容に対する理解 (本周知広報のミッション)

本周知広報では、前述の将来像のうち、「公費負担医療証」の中の医療扶助の医療券/調剤券について、令和5年度中のオンライン資格確認の導入に向けて、福祉事務所及び医療機関等において円滑な準備作業が行われるよう、効果的な周知広報が求められています。



1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.3. 実施業務とスケジュール

1.3.1. 本業務の作業内容

本業務は調達仕様書「医療扶助におけるオンライン資格確認等に関する福祉事務所、医療機関等への導入支援及び周知広報等一式」の作業をスコープとし、3つの業務単位ごとに推進しました。各業務単位のスケジュールについては、後述の「全体作業スケジュール」に示します。

本業務の作業の概要

業務単位

概要

①

プロジェクト管理

- 本プロジェクトの推進に当たって、プロジェクト計画書を作成後、当該計画書に基づくプロジェクト管理を実施しました。
- 本プロジェクトを通して、進捗管理・品質管理・コミュニケーション管理・体制管理・リスク管理・課題管理を実施しました。

②

周知広報

<周知計画書の作成>

- 周知広報の指針となる、周知計画書を作成しました。周知計画書の作成にあたっては、関係者（貴省及び支払基金等）と密に調整し、関係者にとって納得感のある周知計画書の作成を意図しました。

<福祉事務所向けの周知>

- 福祉事務所向けポータルサイトを開設し、全国の福祉事務所及び福祉事務所システムベンダから寄せられる問合せに回答しました。また、周知資料及びFAQの公開により、福祉事務所の疑問点の解消に努めました。
- 福祉事務所向け説明会を2回開催し、情報の感度が低い福祉事務所に対しても必要な対応を訴求できるように配慮しました。昨今の社会状況及び全ての福祉事務所に参加いただくため、オンラインによる開催形態を採用しました。

<医療機関・薬局向けの周知>

- 医療機関・薬局及びそのシステムベンダ向けの既存の周知チャネルを利用して、周知資料の公開及び問合せへの対応を実施しました。
- また、医療機関・薬局システムベンダ向け説明会を開催し、医療扶助のオンライン資格確認の独自要件の仕様を訴求しました。ベンダの対応負荷を考慮し、訪問業態等のオンライン資格確認の説明会と合同開催としました。

③

運用課題検討

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入により福祉事務所及び医療機関・薬局で対応が必要となる運用課題の検討を実施しました。
- 特に、オンライン資格確認との関わりが初となる福祉事務所における運用課題検討に注力しました。

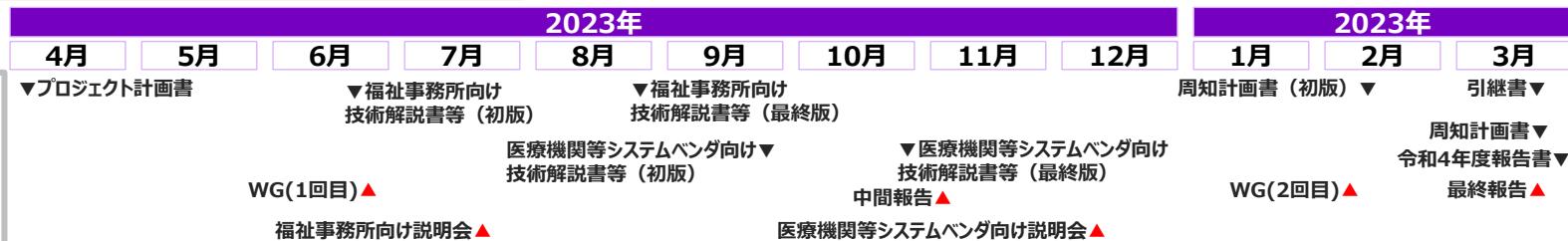
1. 本事業について

1.3. 実施業務とスケジュール

1.3.2. 全体スケジュール

本業務は2022年4月～2023年3月末までの12ヶ月間にわたって実施しました。

全体作業スケジュール



プロジェクト管理

周知計画の作成

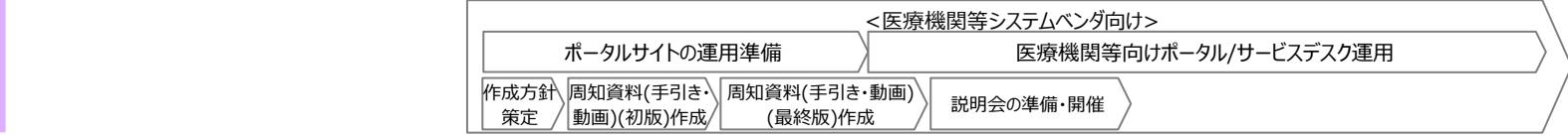
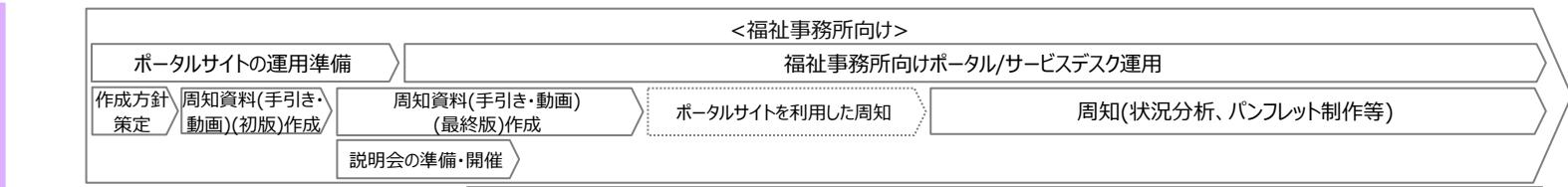


技術解説書の作成



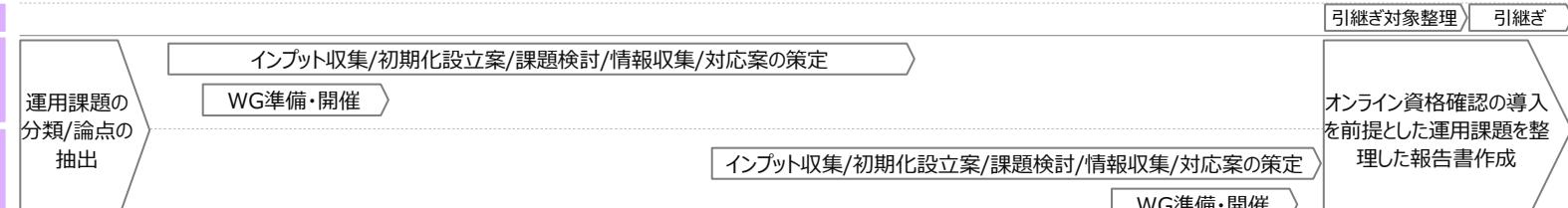
周知広報等

周知広報

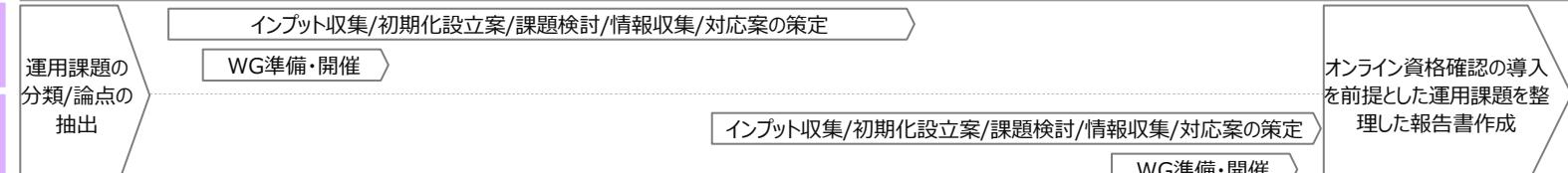


運用課題検討

技術解説書の作成に資する検討



オンライン資格確認導入後の運用整理に資する検討



1.本事業について

- 1.1. 本事業の概要
- 1.2. 背景・目的
- 1.3. 実施業務とスケジュール
- 1.4. 本報告書の構成**
- 1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

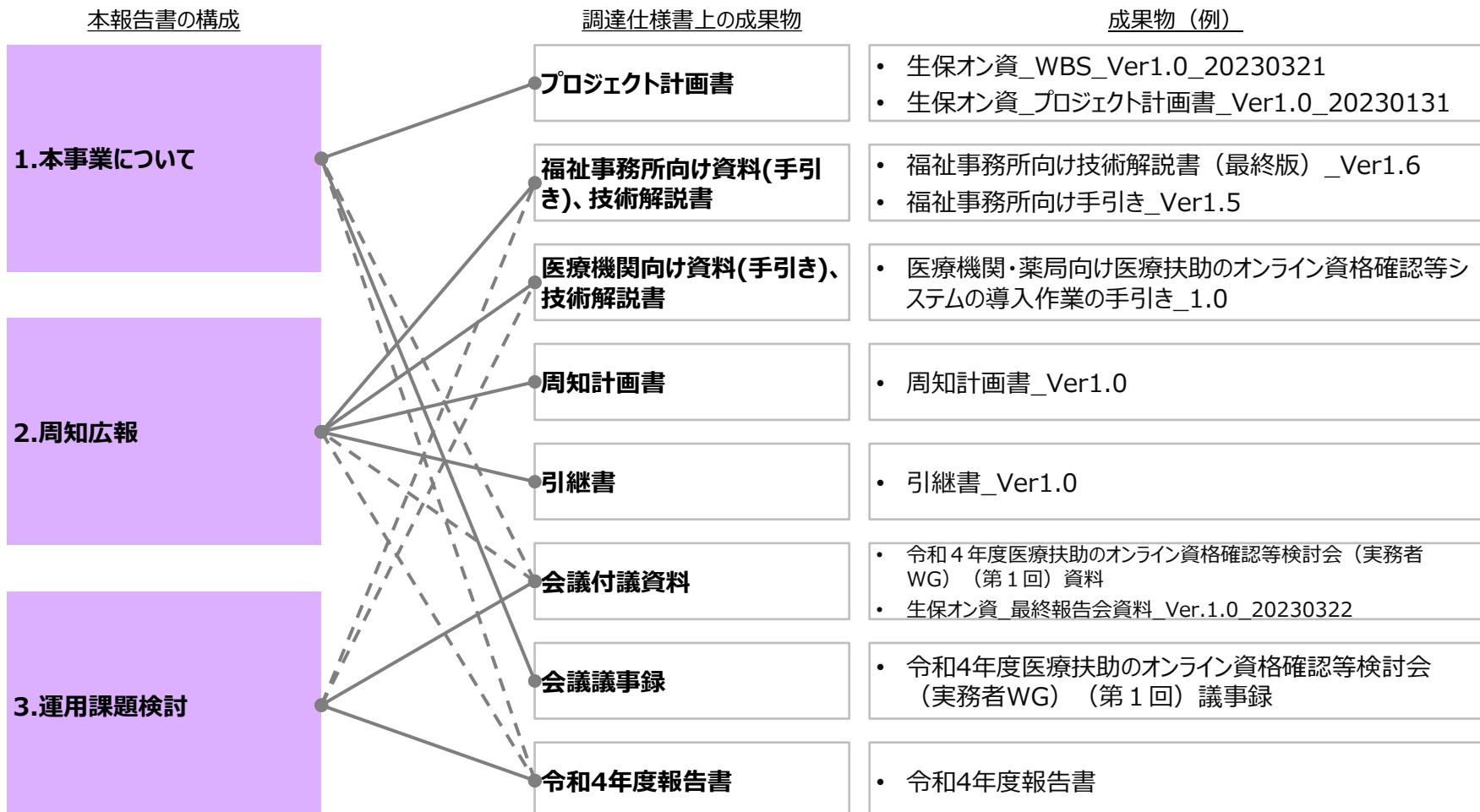
1. 本事業について

1.4. 本報告書の構成

本報告書は、「1.3.1. 本事業について」に記載の業務単位に沿って作成しています。調達仕様書上の成果物と本報告書の対応関係を以下に示します。

※業務単位：「プロジェクト管理」を除く。

調達仕様書上の成果物⇒本報告書の構成



1.本事業について

1.1. 本事業の概要

1.2. 背景・目的

1.3. 実施業務とスケジュール

1.4. 本報告書の構成

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

1. 本事業について

1.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

本章節「1. 本事業について」に紐づく成果物の一覧を以下に整理しました。

本章節に紐づく成果物の一覧

成果物名
生保オン資_WBS_Ver1.0_20230321
生保オン資_プロジェクト計画書_Ver1.0_20230131
生保オン資_キックオフミーティング議事録_Ver1.0_20220408
生保オン資_中間報告議事録_Ver1.1_20221116
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第1回) 議事録
令和4年度医療扶助のオンライン資格確認等検討会（実務者WG） (第2回) 議事録_Ver1.1
生保オン資_最終報告議事録_Ver1.0_20230322

2章：周知広報

2. 周知広報

2.1. 周知計画

- 2.2. 福祉事務所向けの周知広報
- 2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報
- 2.4. 事業の継続（引継ぎ）
- 2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.1 周知計画の作成方針

福祉事務所、医療機関・薬局ごとの懸念事項（課題）を押さえた上で、これらの解決を目指した周知計画を作成しました。

福祉事務所、医療機関・薬局における懸念事項（課題）

周知対象

主な懸念事項（課題）

周知のポイント

- オンライン資格確認の仕組み・運用事業に詳しくない。

- 福祉事務所向けアンケートを実施し、福祉事務所からの疑問点等の声を直接聞いて、その内容を周知資料に反映しつつFAQでも公開する。
⇒ポータルサイト開設により対応した。

- 福祉事務所システムから医療保険者等向け中間サーバー等への接続方式の理解がない。

- システム改修やインターフェイスファイルの作成に係る周知だけでなく、ネットワーク接続方式のわかりやすさに留意した周知も行う。
⇒ネットワーク方式の周知資料等も公開した。

- 受給者番号の採番方法等、福祉事務所ごとの現行運用をそのまま踏襲した場合、他人の情報を閲覧できてしまう等の課題が生じる。

- 統一が必要な運用については、先行する他制度も踏まえた留意点との徹底を求める周知を行う。
既に管理されている情報の精査（データクレンジング）の観点も考慮した周知を行う。
⇒資格情報等の登録に向けた準備に関する周知資料を公開した。

- 被保護者がオンライン資格確認の仕組みや意義を理解できず、医療扶助のオンライン資格確認の利用が進まない。

- 福祉事務所の職員/ベンダ向けだけでなく、福祉事務所を介し被保護者向けの周知も行う。

福祉事務所
(ベンダ含む)

医療機関・薬局
(ベンダ含む)

- 医療扶助のオンライン資格確認に係る独自機能が存在する。

- 資料の公開前に事前にベンダと摺合せを行い、ベンダのコメントを取り込んだ資料を作成する。
⇒技術解説書の公開前に、ベンダと事前打合せを行うことで対応した。

- オンライン資格確認の導入義務化対応、電子処方箋等の対応があり、医療扶助のオンライン資格確認の取組を優先できない。

- オンライン資格確認の導入義務化対応に注力していただくため、周知の開始時期を調整する。
医療機関・薬局及びベンダの負荷低減に資する施策がないか検討する。

2. 周知広報

2.1. 周知計画

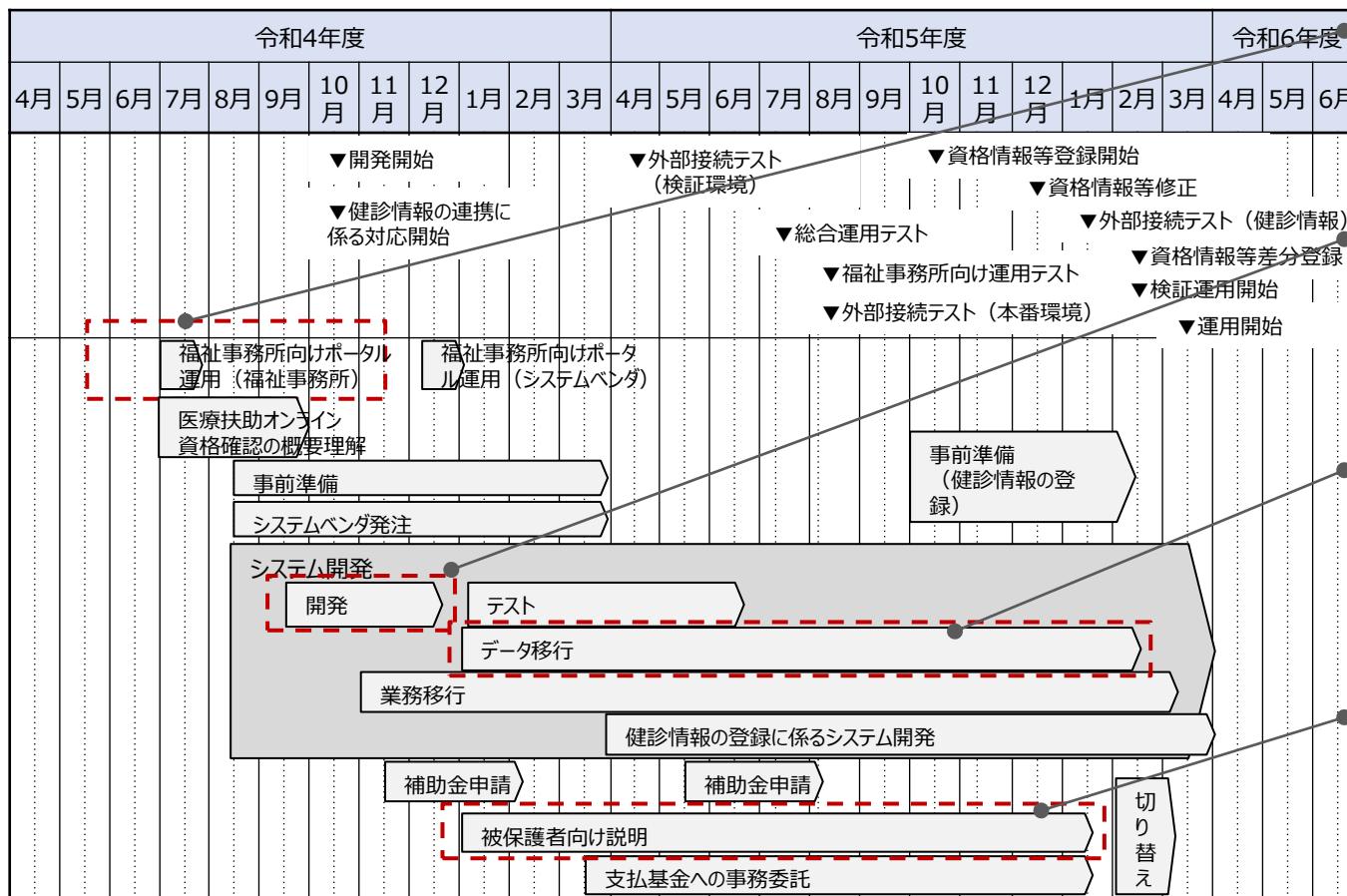
2.1.2 福祉事務所向けの周知計画

福祉事務所向けの周知にあたっては、特に福祉事務所が初めて医療保険者等向け中間サーバー等を利用することに留意しました。

福祉事務所向けの周知における懸念事項（課題）を踏まえた「周知の主なポイント」は以下の通りです。

福祉事務所向けの周知計画

周知の主なポイント



1 具体の周知に向けて、福祉事務所向けポータルサイトを開設し、福祉事務所から直接問合せを受領できる窓口を用意した。

2 技術解説書/インターフェイスファイルの仕様書以外にも、福祉事務所における対応で必要となるネットワーク接続に係る周知資料/端末要件の資料等を公開した。

3 適切なデータ連携・閲覧が行われるよう、データクレンジングの観点（受給者番号の固定化、資格情報と医療券/調剤券情報間の整合性の確保等）を纏めた周知資料を公開する。

4 福祉事務所の職員だけでなく、被保護者にも医療扶助のオンライン資格確認の概要を理解していただくため、福祉事務所/被保護者向けのリーフレットを公開する。

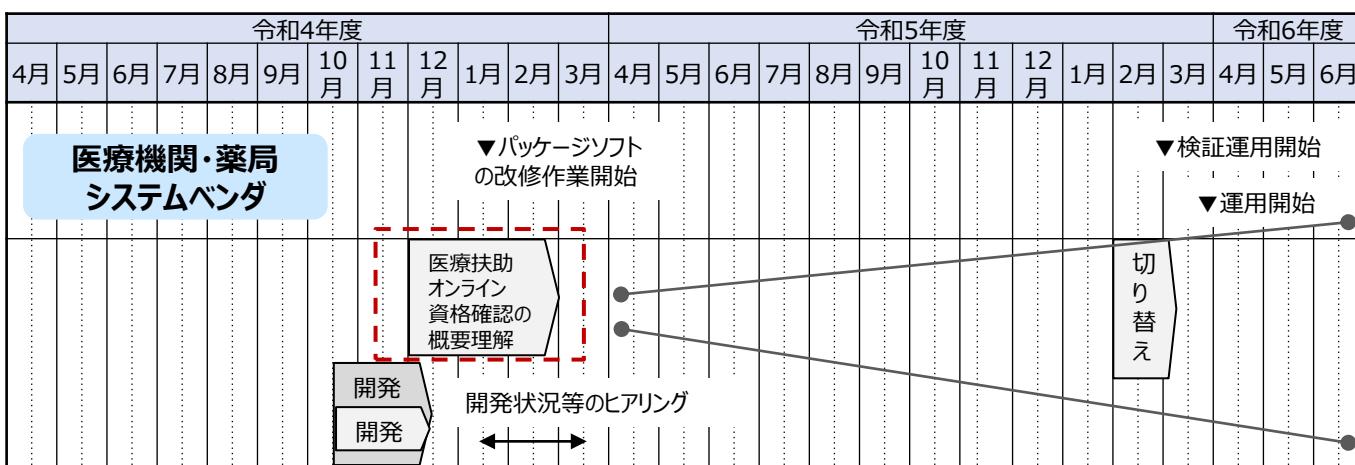
2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.3 医療機関・薬局向けの周知計画

医療機関・薬局向けの周知にあたっては、特に福祉事務所が初めて医療保険者等向け中間サーバー等を利用することに留意しました。医療機関・薬局向けの周知における懸念事項（課題）を踏まえた「周知の主なポイント」は以下の通りです。

医療機関・薬局向けの周知計画（令和5年2月まで）



周知の主なポイント

5

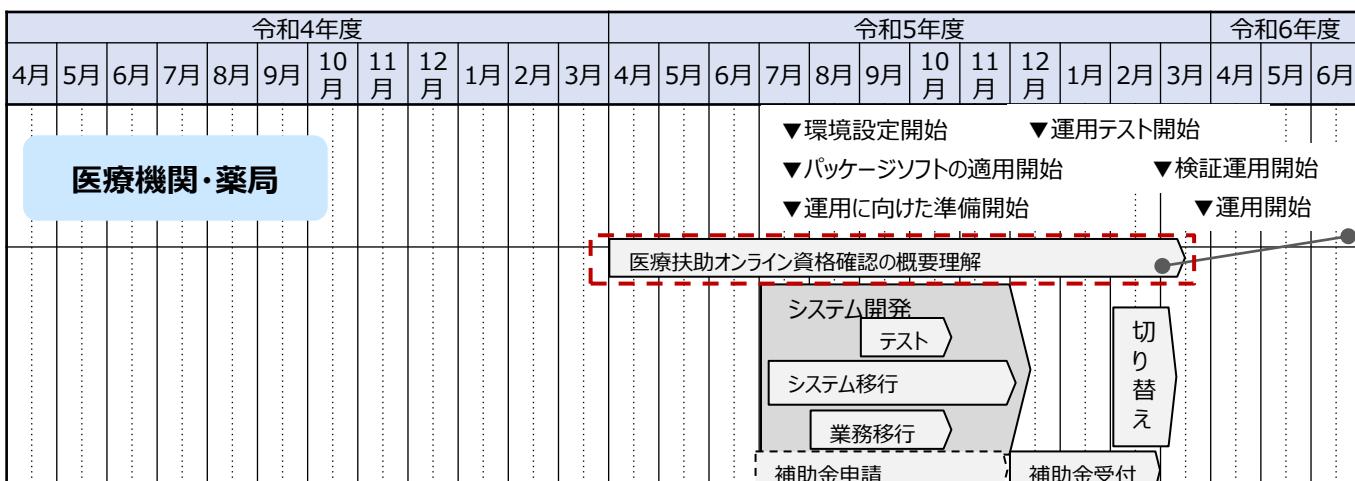
- 技術解説書等の公開前に医療機関・薬局システムベンダと打合せを行い、疑問点などの解消及びコメント内容の資料への反映等を行った。

- 医療機関・薬局のシステムベンダ向け説明会を開催する。
※他の取組（訪問業態等のオンライン資格確認）との合同開催とした。

- ベンダの資料確認負荷を低減するため、医療扶助のオンライン資格確認の技術解説書を、医療保険のオンライン資格確認の技術解説書の別紙の位置づけとし、資料の構成等を踏襲する。

6

- 医療機関・薬局においては、医療保険オンライン資格確認の導入義務化対応、電子処方箋等の対応等があることを踏まえ、周知の方法や時期を調整中。
※令和4年度の周知は厚生労働省HPにおける概要の公開に留める。



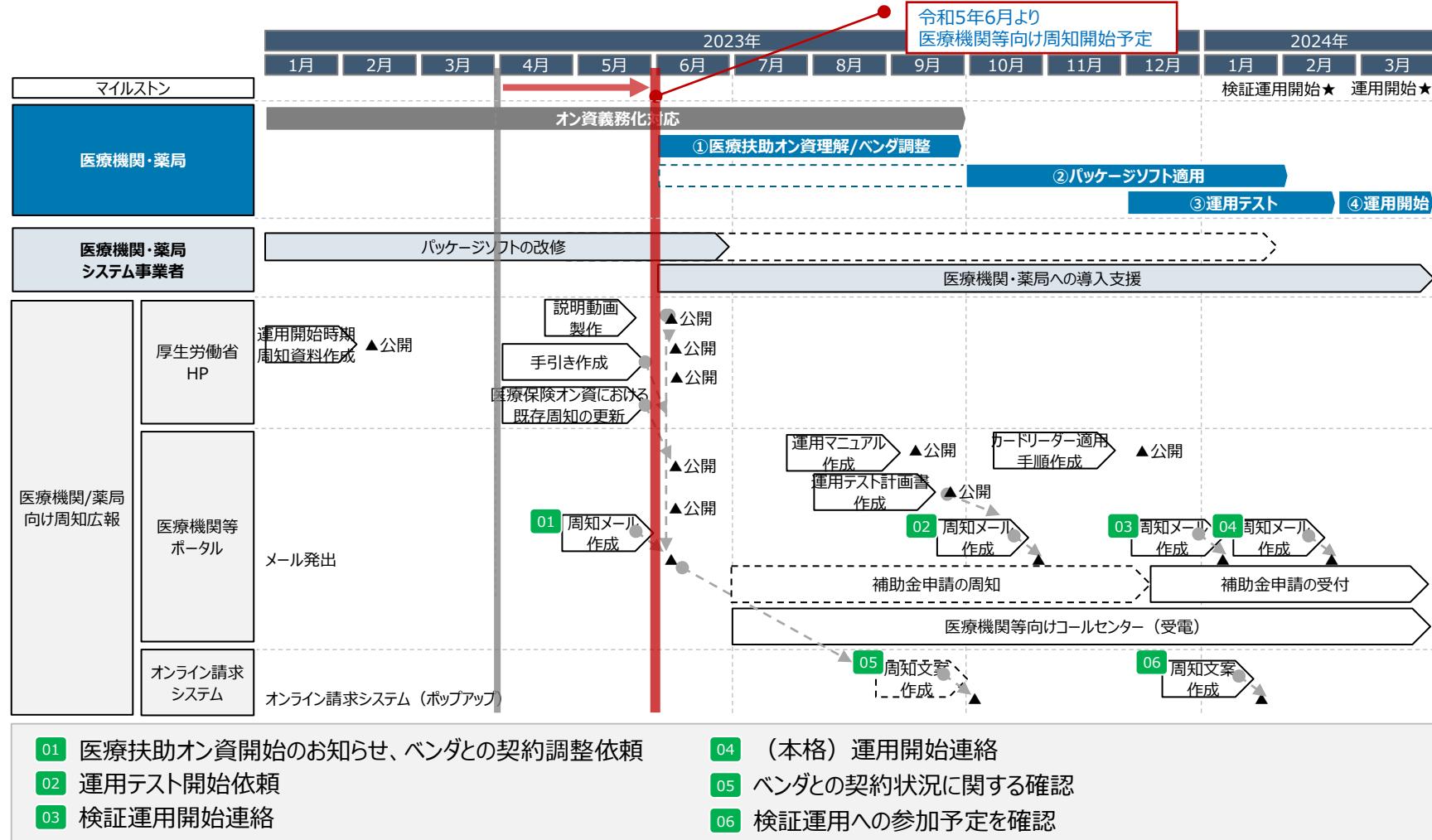
2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.3 医療機関・薬局向けの周知計画

前頁の通り、医療機関・薬局向けの周知は令和5年4月から開始する予定であったものの、医療関係団体（三師会）及び医療機関・薬局システムベンダへのヒアリング結果も踏まえ、令和5年6月から周知を開始する周知計画に変更しました。

医療機関・薬局向けの周知計画（令和5年3月以降）



2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.3 医療機関・薬局向けの周知計画

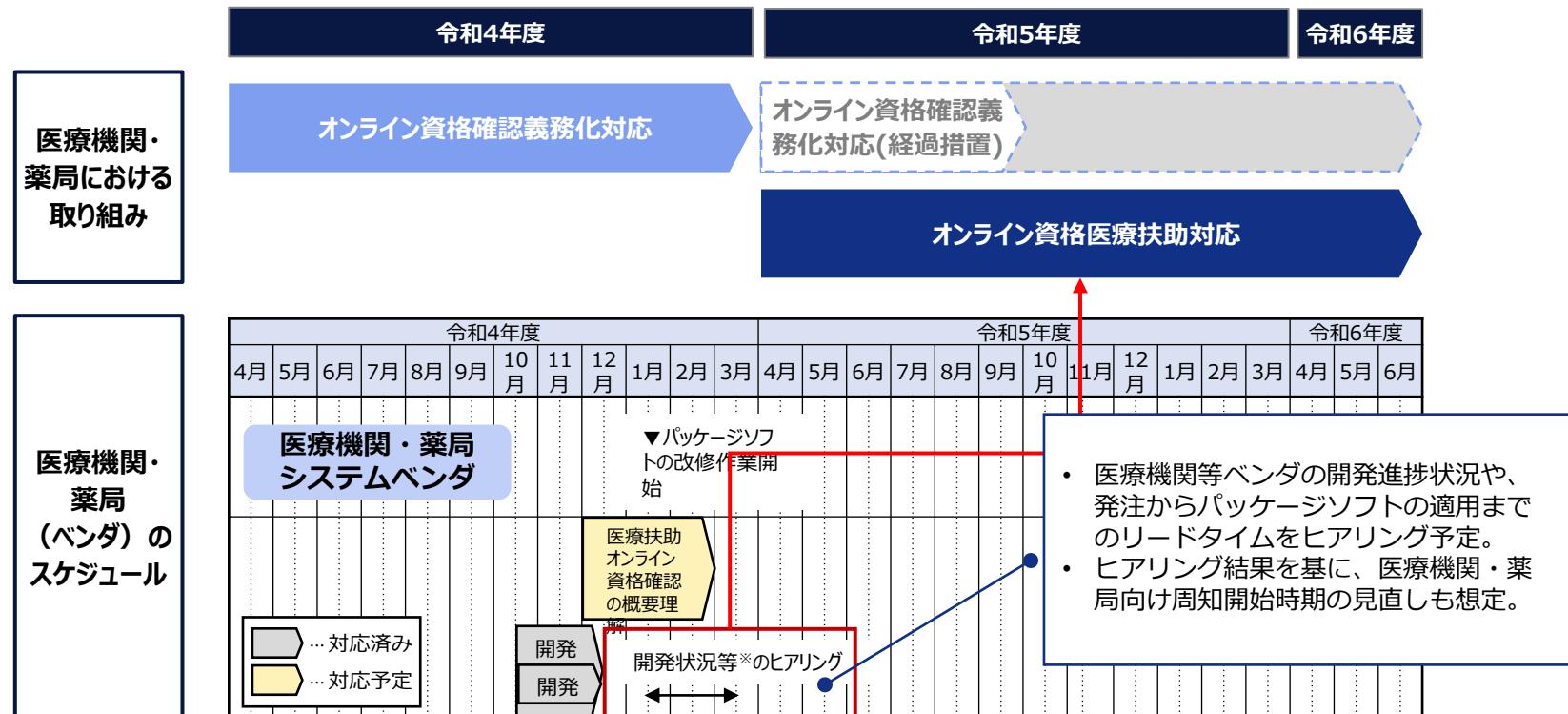
(参考：医療機関・薬局向けの周知計画の調整経緯)

オンライン資格確認の導入義務化に向けた取組が最優先で進められているところで、厚生労働省としては、オンライン資格確認の導入義務化を優先する。

その上で、医療扶助オンライン資格確認の導入に当たっては、JAHIS及び支払基金との調整で、医療機関・薬局における対応負荷を軽減する取り組み（リモート導入、及びアプリケーションの適用負荷軽減等）が可能であることを確認した。

今後は、医療機関等システムベンダとも継続して、パッケージ改修期間、及びパッケージソフト適用期間をヒアリングする等により調整し、まずはオンライン資格確認導入済みの医療機関・薬局から順次周知開始時期を検討する。

医療機関等における各取り組みの対応スケジュール



2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.1.4 周知計画書

福祉事務所及び医療機関・薬局に“いつ”・“誰が”・“何を周知するか”を整理した周知計画書を作成しました

周知計画書の詳細は資料「周知計画書_Ver1.0」に整理しています。

周知計画書

2. 周知広報

2.1. 周知計画

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.3. 医療機関・薬局向けの周知広報

2.4. 事業の継続（引継ぎ）

2.5. 本章節に紐づく成果物の一覧

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.1. 福祉事務所向け周知広報の対応ステップ

福祉事務所向けポータルサイト（Webサイト）の運営を開始し、福祉事務所への周知基盤を整えました。このポータルサイト上で資料の公開及び問合せを一元対応することで、福祉事務所における対応負荷を軽減することを意図しました。

また、技術解説書・手引き以外にも、健診情報の登録に係る周知資料・被保護者向けのリーフレットの作成・公開を実施しました。

福祉事務所向け周知広報の対応ステップ

①福祉事務所向けポータルサイトの運営/問合せ対応

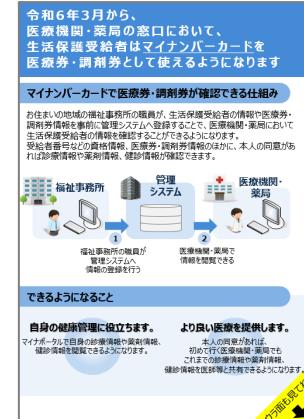
- ・ 福祉事務所及びシステムベンダ向けのポータルサイトを運営しました。
- ・ ポータルサイトの中で周知資料及びFAQの公開を実施しました。
- ・ また、福祉事務所及びシステムベンダからの問合せへの回答を実施しました。

②技術解説書・手引きの作成/福祉事務所向け説明会の開催

- ・ 福祉事務所システムにおける改修内容を整理した技術解説書を作成しました。
- ・ また、福祉事務所における対応事項を整理した手引きを作成しました。
- ・ 上記の資料等について、オンラインで説明会を開催しました。

③周知資料/リーフレットの公開

- ・ ネットワーク接続方式及び健診情報の登録に係る資料等、説明会後も周知資料の作成及び公開を実施しました。
- ・ また、被保護者向けのリーフレットも公開し、被保護者のマイナンバーカードの取得促進もご支援しました。



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.2. 福祉事務所向けポータルサイトの運営/問合せ対応

①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務所
向け説明会の開催

③周知資料/リフレッ
トの公開

令和4年7月以降、福祉事務所に福祉事務所向けポータルサイトを公開し、技術解説書・手引き等の作業に必要な資料の公開を実施しました。なお、令和4年12月以降は福祉事務所システムベンダにも福祉事務所向けポータルサイトを公開しました。

福祉事務所向けポータルサイトの公開

福祉事務所向けポータルサイト

文字サイズ変更 小 中 大

ユーザーログイン ログアウト マイページ お問い合わせ キーワード検索

お問い合わせ

キーワードまたは文章で検索できます(200文字以内) [?](#)

検索する

オンライン資格確認等 技術解説書 手引き ポータルサイト操作マニュアル

! 重要なお知らせ

- 2023/2/20 医療扶助オンライン資格確認に関する健診情報登録端末のアンケート依頼
- 健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料(添付ファイルダウンロードページ)
- 2022/12/20 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る福祉事務所向けアンケートについて(依頼)
- 2022/12/16 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る福祉事務所システムベンダ向けアンケートおよび福祉事務所向けポータルサイトへのシステムベンダのアカウント登録について(依頼)

最新のお知らせ(5件表示) [一覧表示](#)

- 統合専用端末セットアップ手順書(添付ファイルダウンロードページ)
- 福祉事務所向けオンライン資格確認の導入に向けた作業・周知スケジュール(添付ファイルダウンロードページ)
- 加入者情報登録ファイルにおける誤記入例及び記入ルール一覧(添付ファイルダウンロードページ)
- 2023/2/28 「医療扶助のオンライン資格確認の導入に係る福祉事務所向けアンケート」結果を受けて改めてご確認いただきたい事項(資格情報関連)
- 2023/2/20 医療扶助オンライン資格確認に関する健診情報登録端末のアンケート依頼

トップカテゴリー

システム改修に係るお問合せ **業務に関するお問合せ**

スケジュール | 改修内容 | 統合専用端末 | テスト | データ連携 | その他 | 資格情報及び医療券/調剤券情報の登録 | 健診情報の登録 | 資格確認 | 資格確認実績(ログ情報)の連携 | その他

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.2. 福祉事務所向けポータルサイトの運営/問合せ対応

①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務所
向け説明会の開催

③周知資料/リーフレ
ットの公開

福祉事務所向けポータルサイトで受領した福祉事務所及び福祉事務所システムベンダーからの問合せについては、弊社からの回答文送付を基調にしつつ、法律・制度及び補助金等に係る問合せについては、貴省とも協力して回答文の作成・送付を実施しました。

問合せの対応イメージ

■問い合わせ

〈問い合わせ画面〉

〈マイページ〉 マイページから問い合わせ状況の確認も可能

■Q&Aの閲覧

〈FAQ一覧〉

本事業の進行につれQ&Aの増加が見込まれますが、
福祉事務所等のQ&A確認が煩雑にならないよう、キーワード検索や、カテゴリ検索の機能を実装しました。

福祉事務所

フォームでの回答

周知広報
チーム

Q&Aの閲覧

フォームでの問い合わせ

収集した問い合わせを
Q&A化し掲載

類似の問い合わせ
確認



他の福祉事務所
等

福祉事務所向け
ポータルサイト

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.2. 福祉事務所向けポータルサイトの運営/問合せ対応

①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務所
向け説明会の開催

③周知資料/リーフレ
ットの公開

福祉事務所向けポータルサイトで受領した福祉事務所及び福祉事務所システムベンダからの問合せのうち、多くの福祉事務所から問合せを受けたもの及び多くの福祉事務所に関係するものについては、FAQの形式でマス周知（全ての福祉事務所向け）を実施しました。

FAQの公開イメージ

Q 各種フラグ(不開示該当フラグ、自己情報提供不可フラグ、特定健診情報提供に係る本人同意フラグ)を申請する様式はございません。また、書面(紙媒体)における同意書等での確認も必須ではございません。[詳細表示](#)

No:227 公開日時:2023/03/14 14:24

Q 医療扶助のオンライン資格確認の導入において、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を特定個人情報保護評価(PIA)の対象として手続きを進めているが問題ないか。

A 「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を特定個人情報保護評価(PIA)の対象として必須項目ではございません。しかし、既に「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を含めて評価を実施している場合、評価をやり直す対応は不要です。[詳細表示](#)

No:225 公開日時:2023/03/14 14:21 更新日時:2023/03/14 14:21

Q 福祉事務所システム(生活保護システム)からレセプト管理システム環境への情報連携の仕様は福祉事務所向けポータルサイトで公開されるのか。

A 福祉事務所向けポータルサイトでの公開予定はございません。福祉事務所システム(生活保護システム)ベンダ、レセプト管理システムベンダ間での調整をお願いいたします。[詳細表示](#)

No:222 公開日時:2023/03/14 10:12 更新日時:2023/03/14 10:12

Q PIAに関する照会窓口について

A 個人情報保護委員会のウェブサイトに「特定個人情報保護評価の実施手順」が公開されていますので、ご確認ください。「特定個人情報保護評価の実施手順」また、医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する記載例の参考として、添付ファイル「後期高齢者医療全項目評価書テンプレート.xlsx」をご確認ください。※。[詳細表示](#)

No:217 公開日時:2023/03/13 15:04 更新日時:2023/03/14 10:09

Q 特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録について、既存のオンライン請求用端末を利用することは可能か。

A 特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録では、既存のオンライン請求用端末を利用できます。また、既存のオンライン請求用端末が端末要件を満たさない場合の端末仕様のアップデートに対しては、医療扶助のオンライン資格確認に係る国庫補助の利用が可能となります。既存のオンライン請求用端末。[詳細表示](#)

No:201 公開日時:2023/03/07 17:32

Q 自治体が独自に診療依頼書を発行して医療券の代金としている場合、オンライン資格確認の運用に支障が出る可能性があると考えている。自治体がその運用を徹底するよ

福祉事務所向けポータルサイト

トップカテゴリー > [FAQ一覧](#) > 特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録について、既存のオンライン請求用端末を利用することは可能か。 文字サイズ変更 小 中 大

戻る

No: 201 公開日時: 2023/03/07 17:32

印

Q 特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録について、既存のオンライン請求用端末を利用することは可能か。

特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録について、既存のオンライン請求用端末を利用することは可能か。

カテゴリー: トップカテゴリー > FAQ一覧
トップカテゴリー 基本に問するお問合せ > 健診情報の登録

A 回答

特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録では、既存のオンライン請求用端末を利用できます。

また、既存のオンライン請求用端末が端末要件を満たさない場合の端末仕様のアップデートに対しては、医療扶助のオンライン資格確認に係る国庫補助の利用が可能となります。

既存のオンライン請求用端末が特定健診等データ収集システムへの健診情報の登録の端末要件を満たしているかは下記をご参照ください。

・[健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料\(添付ファイルダウンロードページ\)](#)

「健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料(第1.0版)」P.19

FAQ 関連するコンテンツ

Q 健康増進法に基づく健診情報の登録に係る周知資料(添付ファイルダウンロードページ)

Q 受給者番号の固定化に伴い、既存データの受給者番号を振り直すことによるリスク、メリット、デメリットについて、厚生労働省の見解を教えてください。

Q 自治体が独自に診療依頼書を発行して医療券の代替としている場合、オンライン資格確認の運用に支障が出る可能性があると考えている。自治体がその運用を徹底する考え方はあるか、厚生労働省の見解を教えてください。

Q 市の独自利用条例に「被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務」の規定をしなかった場合、外国人の特定健診情報を特定健診等データ収集システムにアップロードできないということ。

Q 特定健診等データ収集システムに接続する端末の要件を教えてください。

2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 技術解説書・手引きの作成/福祉事務所向け説明会の開催

①福祉事務所向け ポータルサイトの運営 問合せ対応

②技術解説書・手引きの作成/福祉事務所向け説明会の開催

③周知資料/リーフレットの公開

福祉事務所システムの改修で必要な対応事項を整理した「福祉事務所向け技術解説書」を作成しました。また、技術解説書の本紙だけでは整理できないイメージ図等を別紙として作成し、福祉事務所及び福祉事務所システムベンダの理解の醸成を意図しました。

福祉事務所向け技術解説書の作成

技術解説書の本紙

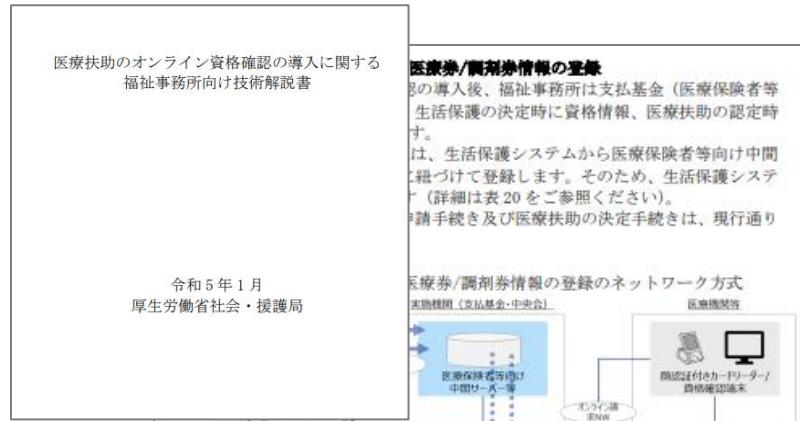
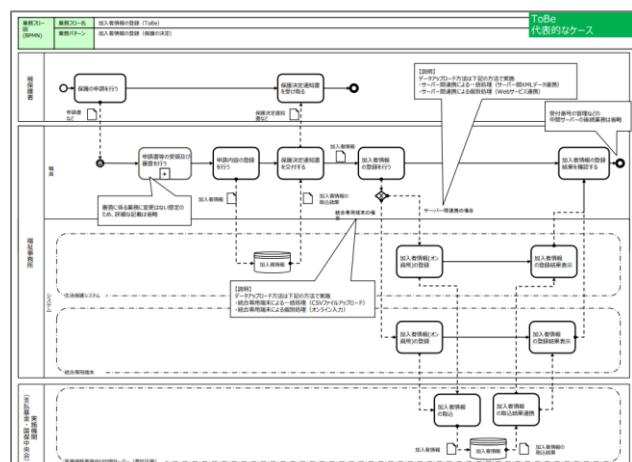
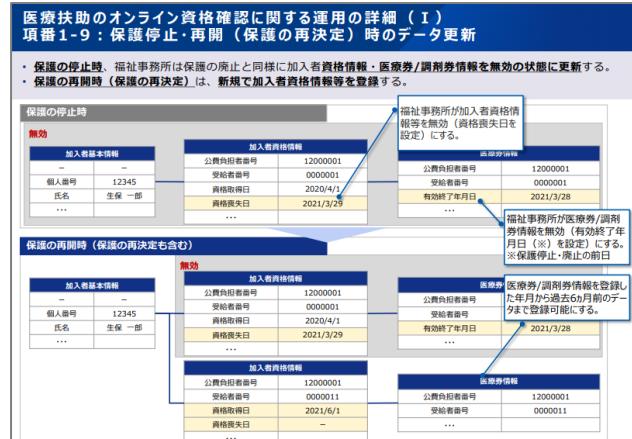


表 9 I. 資格情報及び医療券/調剤券情報の登録の流れ（概要）

項目番号	アクター	業務内容	備考
1	被保護者	福祉事務所に対する保護の申請	—
2	福祉事務所	保護の申請の審査	—
3	福祉事務所	保護の決定/被保護者への通知	—
4	福祉事務所	医療保険者等向け中間サーバー等に対する資格情報の登録	医療保険者等向け中間サーバー等→オンライン資格確認等システム間のデータ連携は支払基金で行う。

技術解説書の別紙



2. 周知広報

2.2. 福祉事務所向けの周知広報

2.2.3. 技術解説書・手引きの作成/福祉事務所向け説明会の開催

①福祉事務所向け
ポータルサイトの運営/
問合せ対応

②技術解説書・手引
きの作成/福祉事務
所向け説明会の開催

③周知資料/リフレッ
トの公開

システムベンダとの契約及びPIAの更新作業等、福祉事務所で必要となる対応事項を整理した「福祉事務所向け手引き」を作成しました。福祉事務所向け手引きは令和4年7月に福祉事務所向けポータルサイトでも公開しています。

福祉事務所向け手引きの作成

3. 準備作業 準備作業の流れ

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた準備作業は以下の6つのステップになります。
- システムベンダ（現在ご利用の福祉事務所システム（生活保護システム）の業者）の改修完了までに期間を要すると想定されるため、**お早めにシステムベンダへの見積依頼・改修期間の確認をお願いいたします。**



3. 準備作業

3.2 福祉事務所システム（生活保護システム）の改修に係る対応事項の理解 ④システムベンダへ依頼いただく作業概要

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入にあたっては、**現在ご利用の福祉事務所システム（生活保護システム、レセプト管理システム）ベンダ及びネットワークベンダに改修作業等を依頼**いただく必要があります。
- 詳細は技術解説書をご確認の上、システムベンダへの相談・依頼をお願いいたします。

4. システムベンダへ依頼いただく作業概要

